

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【公開番号】特開2017-13170(P2017-13170A)

【公開日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2015-131454(P2015-131454)

【国際特許分類】

B 25 F 5/02 (2006.01)

【F I】

B 25 F 5/02

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月29日(2018.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モータの動力で作業工具を回転する作業機であって、
前記作業工具を支持する本体と、
前記本体に取り付けられ、かつ、作業者が掴む把持具と、
前記本体に設けられ、かつ、前記把持具を取り付ける取付け孔と、
前記把持具が前記取付け孔に取り付けられていない状態で、前記取付け孔を塞ぐシール部材と、を有し、

前記シール部材は、前記本体に固定されている、作業機。

【請求項2】

前記本体は、
前記モータを収容するハウジングと、
前記ハウジングに固定されたケースと、
を有し、
前記シール部材は、前記ハウジングと前記ケースとの間に挟まれている、請求項1に記載の作業機。

【請求項3】

前記シール部材は、

前記ハウジングと前記ケースとの間に挟まる基部と、

前記基部に連続され、かつ、変形可能な接続部と、

前記接続部に連続し、かつ、前記取付け孔に嵌め込まれるプラグと、

を有する、請求項2記載の作業機。

【請求項4】

前記モータの回転力を前記作業工具に伝達する伝達機構が、前記ケースで支持されており、

前記取付け孔は、前記ケースに設けられている、請求項3記載の作業機。

【請求項5】

前記取付け孔は、前記作業工具の回転中心である軸線に対して交差する平面視で、前記ケースを貫通している、請求項4記載の作業機。

【請求項6】

前記取付け孔の中心線方向の両側に第1開口部及び第2開口部が形成され、
前記把持具は、前記取付け孔に挿入される軸部を有し、

前記第1開口部から前記取付け孔に挿入された前記軸部の先端は、前記中心線方向の中心と、前記第2開口部との間に位置する、請求項5記載の作業機。

【請求項7】

前記把持具と前記ケースとの間に介在された中間部材が設けられ、
前記中間部材は、前記把持具を支持する、請求項6記載の作業機。

【請求項8】

前記中間部材は、前記プラグを支持する支持部を備えている、請求項7記載の作業機。

【請求項9】

前記ケースは、前記中間部材が接触する接触面を有し、
前記接触面は、前記取付け孔の中心線に対して傾斜している、請求項7または8記載の作業機。

【請求項10】

前記中間部材の重心は、前記軸線に対して交差する平面視で、前記軸線と前記把持具の中心線との間に配置されている、請求項7～9のいずれか1項記載の作業機。

【請求項11】

前記中間部材は、前記軸部が配置される支持孔を有し、
前記支持孔の内径は、前記取付け孔の中心線方向で一定である、請求項7～10のいずれか1項記載の作業機。

【請求項12】

前記ケースと前記把持具とを固定するねじ機構が設けられている、請求項4～11のいずれか1項記載の作業機。

【請求項13】

前記把持具が前記支持孔から抜けることを防止する抜け止めが設けられている、請求項11記載の作業機。

【請求項14】

前記本体は、前記ケースから、前記作業工具の回転中心となる軸線に対して交差する方向に突出したグリップを有し、

前記取付け孔は、前記グリップに設けられている、請求項2記載の作業機。

【請求項15】

前記モータは、電力を動力に変換する電動モータであり、
前記グリップは、前記モータに電力を供給する電力供給機構を着脱可能である、請求項14記載の作業機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、モータの動力で作業工具を回転する作業機であって、前記作業工具を支持する本体と、前記本体に取り付けられ、かつ、作業者が掴む把持具と、前記本体に設けられ、かつ、前記把持具を取り付ける取付け孔と、前記把持具が前記取付け孔に取り付けられていない状態で、前記取付け孔を塞ぐシール部材と、を有し、前記シール部材は、前記本体に固定されている。